

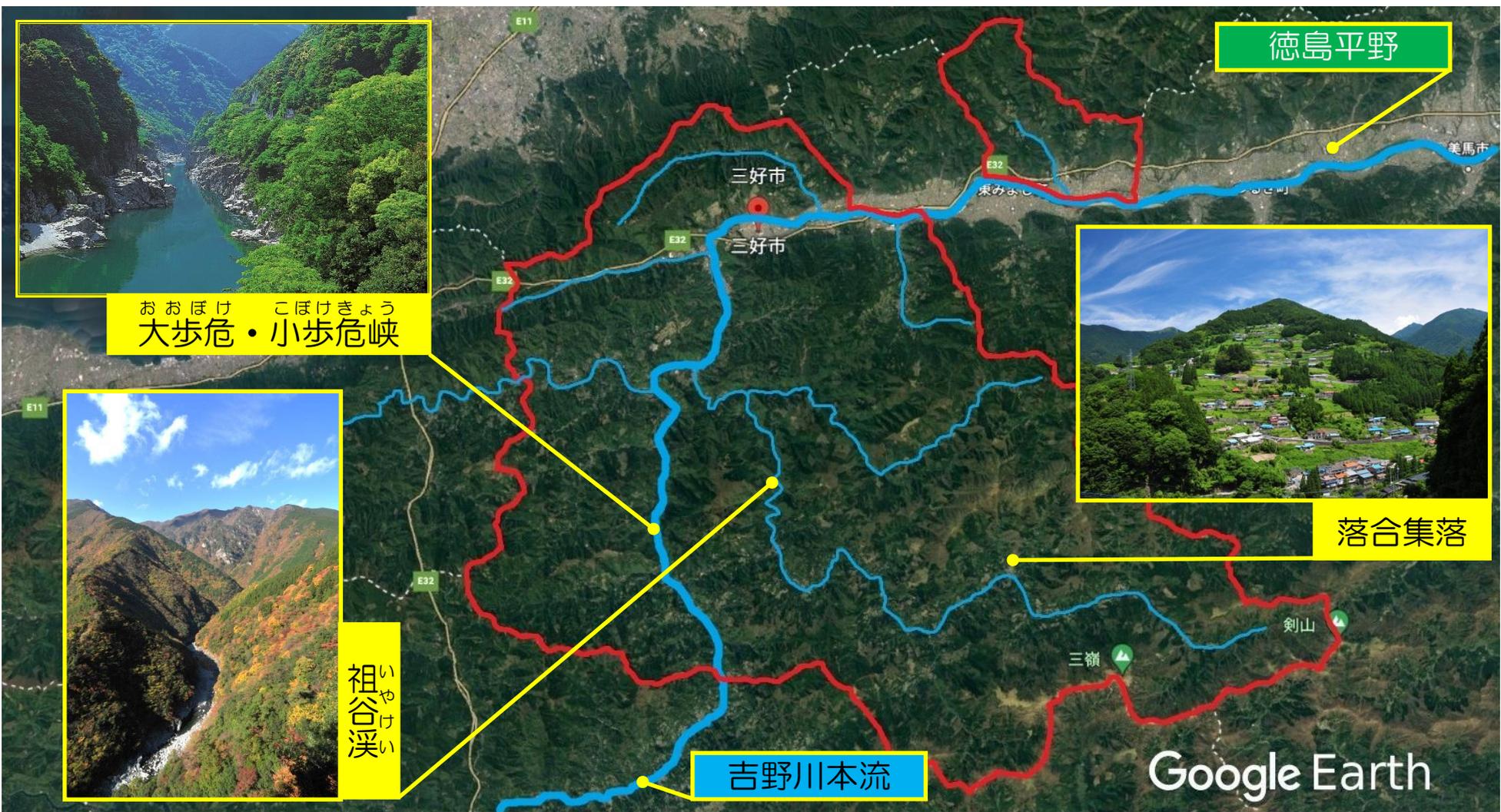
# 徳島県三好市における 営農型太陽光発電設備の現状

令和5年2月

徳島県三好市農業委員会事務局



# ◎三好市の概要（地勢）



# ◎三好市の概要（主要な産業）

## 商工業



旧刻み煙草商家（現在資料館）

## 林業



林業事業者による間伐作業

## 観光産業



祖谷のかすら橋



山城・大歩危妖怪村のイベント

## 農業



山間部の農地（ソバ畑）



平野部の農地（ナス畑）



大歩危峡（吉野川）舟下り



吉野川のラフティング

# ◎世界農業遺産認定

## 世界農業遺産とは

何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化等が相互に関連し一体となった**世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域**であり、国際連合食糧農業機関（FAO）により認定される。

〔農林水産省WEBサイトより抜粋〕

## 急傾斜地での独特な農耕システム

場所によっては斜度40度にもなる急傾斜地で、段々畑のような水平面を形成せずに**傾斜地のまま農耕**し、敷き草（カヤ）を畑にすき込むことで土の流出を最小限に抑え、雑穀・伝統野菜・山菜・果樹などを栽培。少量多品目を組み合わせる複合経営により山間地の環境に適応した合理的なシステムが、400年以上続く「**にし阿波の傾斜地農耕システム**」です。

## 急傾斜地での農作業の様子1



## 特産の「ごうしゅいも」畑



## 国内の世界農業遺産認定地域



## 急傾斜地での農作業の様子2



# ◎三好市の農業の現状

平野部の農地（水田）



山間部の農地（ミツマタ畑）



基礎的データ

	2005年 (A)	2020年 (B)	増 減 B-A
耕地面積 (ha) a	1,650	1,380	△270
田耕地面積 (ha) b	396	332	△64
水田面積率 (%) c(b/a)	24.0	24.1	0.1ポイント
総農家数 (戸) d	2,855	1,635	△1,220
販売農家数 (戸) e	849	356	△493
販売農家率 (%) f(e/d)	29.7	21.8	△7.9ポイント

耕地面積は、平成17年作物統計調査、令和3年作物統計調査（面積調査）  
その他は2005年農林業センサス、2020年農林業センサス

# ◎三好市の農業の現状

## 本市の農業を取り巻く諸問題

### ◆耕作放棄地の拡大

平野部



山間部



### ◆有害鳥獣被害の増加

捕獲されたイノシシ



### ◆その他

- ・担い手（認定農業者等）の高齢化や不在（山間部）
- ・ウクライナ問題に伴う農業の生産コストの急上昇

## 行政の農業部門による対策

- ◆農業委員会による最適化の推進
- ◆行政（国・県・市）農業部門による農業振興策の展開（特産作物の開発、作付奨励など）
- ◆農業収入の安定化に資する補助金等の交付（有害鳥獣駆除対策や生産コスト上昇に対する補助など）

## 行政内部及び民間との連携

- ◆農地付き空家のあっせん
- ◆農業体験
- ◆有害鳥獣の活用（ジビエ料理の開発・販売）

鹿肉・猪肉を使用したハンバーガー



鹿肉のパストラミ



# ◎営農型太陽光発電の現状（申請・許可状況等）

## 申請数、許可・不許可件数の推移

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
のべ申請件数※1※2 (件)	1	8	11	36	7	18	23	1	1
許可件数※2 (件)	1	7	12	36	7	3	3	1	1
不許可件数※2 (件)	0	0	0	0	3	15	22	18	5

※1 一時転用期限満了時の再（更新）申請も1件としてカウントしている。なお、当初は営農型であったが、途中から通常の恒久転用に移行したケースが複数あるため、再申請がないものがある。

※2 申請件数と許可件数・不許可件数が合致しないのは、年度をまたいだ事務処理（受付、調査、審議、諮問など）が行われる場合があるため。

## 主な不許可の理由

- ・転用行為を行うために必要な資力又は信用があると認められない。（違反転用者であるため）
- ・営農の適切な継続が確実と認められない（営農していない、収穫及び出荷のデータが未提出）
- ・下部の農地において営農する者が、これまで一度も栽培したことがない農作物の栽培を行う場合であるにも関わらず、知見を有する者による営農指導体制が整っていない。（令和2年3月までは、「当該地域で一般的に栽培されていない農作物の栽培を計画している場合」にも適用）

# ◎営農型発電所及び違反・無断転用の状況

## 営農型太陽光発電設備の状況

	全 数 (筆)	うち農振農用地 又は1種農地※ (筆)
適法な転用（営農型） (筆)	40	38
違法状態となっている農地 (営農型で更新申請不許可又は更新申請なし) (筆)	61	61
無断転用農地 (筆)	35	35

※営農型太陽光発電設備のみ認められる農地

# ◎営農型太陽光発電の現状（対策・課題等）

## 対策・検討事項など

- ◆農業用施設の定義の厳格化や転用不要の特例の見直しなど
- ◆厳罰化（違反転用者の氏名・社名の公表など）
- ◆違反転用者情報の共有→他市町村での事業の制限
- ◆違反転用の発見から報告までの業務を民間委託（立ち入り調査権などの権限を付与）

## 課題及び危惧されること

- ◆固定価格買取期間終了後、本市の場合は農地に復したとしても耕作放棄地となる可能性が高い。
- ◆（現行制度について）農地を守ることが前提ではあるが、営農型下部で地域の平均的単収比8割の収穫は、一筆一筆の面積が小さい場所（本市も含め）ではかなり難しい。